

## II 良好な景観の形成に関する方針

景観法第8条第3項関係

本市の良好な景観の形成は、各計画区域の景観特性を伸長することにより達成されます。

本区域内では、主に武庫川支流が流れる谷筋毎に集落が分布し、背景の山並みと田園、集落が織りなす自然と生業が一体となった景観が形成されています。稲作を中心とした集落が大半を占めますが、茶畑や独活（うど）小屋など特徴的な農業の営みが見られる景観もあります。また、茅葺屋根の伝統的な家屋様式をもつ民家も未だ多く残っており、昔ながらの農村の暮らしを感じることができる景観が形成されています。しかし、農業を生業とした暮らしによって形成されてきた集落景観は、農業経営や生活様式の変化に伴い徐々に変化しています。現代的な形態意匠の建築物や、農地や山地に太陽光発電施設の立地が増加し、周囲の集落景観と調和しないケースが散見されます。また、集落景観の重要な要素である茅葺民家等の伝統的建築物についても、建替えや除却により失われつつあります。

このため、本区域においては、自然と一体となった魅力的な集落景観を保全するため、次の2つの方針に沿った景観形成を進めます。

方針① 地形がつくる景観の保全

方針② 暮らしや歴史を感じる集落景観の保全



▲背景の山並みと田園、集落が織りなす景観



▲武庫川支流の谷筋に広がる集落景観

## 地形がつくる景観の保全 / 良好な景観の形成に関する方針①

本計画区域は、東条川、武庫川、青野川、黒川、羽束川、波豆川の各河川に沿った谷筋に集落が立地した地域で、山並みを背景に集落の家並みや田園を望む景観がみられます。谷筋毎にその空間的広がりは異なっていますが、どの地域においても山並みはこの土地本来の景観を成す骨格的な要素となっています。しかしながら、近年では、太陽光発電施設の設置に伴い樹林地の緑の連続性が損な

われたり、無秩序な設置により田園景観における調和が損なわれています。

このため、無機質で無秩序に設置されうる太陽光発電施設や資材置場等について、計画地の地形や周辺の緑地、土地利用との関係性に配慮した配置や修景等により、山並みや田園からなる自然景観に馴染むよう調整を図ります。



▲斜面地に無秩序に設置された太陽光発電施設



▲景観に配慮して修景された太陽光発電施設

## 暮らしや歴史を感じる集落景観の保全 / 良好な景観の形成に関する方針②

各谷筋に立地する集落は、成り立ちや地理的要因、暮らしや生業等によって、立地や集合形態が異なっています。例えば、平地に家屋が集まって立地し、その周りを農地が囲む集落、平地の農地の中に1軒1軒家屋が散在して立地する集落、山裾に家屋が集まって立地し、背後に里山、前方に田園が広がる集落、斜面地に立地する集落等があり、地域固有の景観につながっています。

また、各集落内には、茅葺民家や庄屋建築など、伝統的な素材や建築技術を用いて建築された建築

物や長い歳月を経た大きな樹木をはじめ、暮らしや生業、歴史を感じさせる景観資源が多く残っています。これらは、昔ながらの農村の暮らしを想起させ、集落景観の個性を一層際立たせています。

こうした景観的特徴及び資源は、本区域が魅力的な農村として持続していくために必要不可欠であり、これらが消失すると地域の魅力と価値が失われることが懸念されます。

このため、次の事項により、暮らしや歴史を感じる集落景観の保全を図ります。

### ① 茅葺民家等伝統的建築物の保存活用の促進

本区域の大部分は、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されており、建築行為は限定的です。このため、新たな建築行為に対して景観上の制限に加えるより、地域固有の景観を形成している茅葺民家や庄屋建築等の伝統的建築物の保存が景観形成上重要といえます。

このため、伝統的建築物について、農村地域の再生に資する活用を積極的に促進し、利活用を通じた保存を図ります。



▲地域固有の景観を形成している伝統的建築物

## ② 集落類型の特徴に応じた景観の保全

立地や集合形態によって異なる集落の景観的特徴を継承するため、建築物の増築や建替え等に際して、

建築物の配置や形態意匠、外構等を工夫するよう誘導します。



平地散在集落



平地集合集落



山裾集落



斜面集落

平地散在集落

平地部に家屋が1軒1軒離れて立地し、その周りを農地が囲む集落

平地集合集落

平地部に家屋が集まって立地し、その周りを農地が囲む集落

山裾集落

山裾に家屋が立地し、背後に山並み、前方に農地が広がる集落

斜面集落

山の斜面に沿って家屋が立地し、その周りに農地が混在する集落